

## :: 指定管理者制度導入施設 モニタリング・シート ::

評価年月日: 令和元年8月20日

1 基本事項	
公の施設の名称	相模原市立総合体育館
指定管理者の名称	総合体育館グループ運営共同企業体
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年間)
施設設置条例の名称	相模原市立総合体育館条例
施設の設置目的	体育並びにスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、もつて市民の心身の健全な育成に寄与する(相模原市立総合体育館条例第2条)
施設概要	所在地: 相模原市南区麻溝台2284-1 開設: 昭和56年11月1日(平成20・21年度改修) 建築面積: 9,811㎡、延床面積: 12,926㎡ 構造: 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)地上2階地下1階建 1階 ・大体育室(36m×61.5m)      ・中体育室(31.3m×34m)      ・小体育室(18.5m×34m) ・剣道場(16m×30m)      ・柔道場(16m×30m)      ・弓道場(和弓5人立ち・洋弓) ・トレーニング室      ・幼児体育室 2階 ・ジョギングコース(1周224m)      ・会議室
施設所管課の名称	スポーツ課

2 管理実績							
項目(単位)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数合計(人)	384,908	417,135	492,524	475,068	455,584	458,466	-
利用料金合計(円)	34,270,033	36,831,531	38,970,010	45,984,543	48,174,392	47,024,192	-

3 成果指標の達成度		
指標名(単位)	一般利用人数(人)      専用利用件数(件)	
指標式と指標の説明	年間の一般個人利用者人数      年間の専用利用件数	

項目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	目標値(人)	-	105,000	115,000	126,000	138,000	151,000	/
	実績値(人)	118,140	137,369	151,239	151,412	155,920	152,431	/
	達成度(%)	-	130.8%	131.5%	120.2%	113.0%	100.9%	/
	目標値(件)	-	4,300	4,500	4,700	4,800	4,900	/
	実績値(件)	4,077	4,621	4,437	4,338	4,015	4,124	/
	達成度(%)	-	107.5%	98.6%	92.3%	83.6%	84.2%	/

施設の設置目的や施策の達成度を客観的に評価するため、指定管理者の募集において示した成果指標。

#### 4 評価

指標名(単位)	評価	コメント
施設の設置目的の達成度	B	成果指標のうち、「一般個人利用者人数」については達成率約101%となり、目標値を達成しているものの、利用人数は約3,500人減少した。「専用利用件数」については達成率約84%で、目標値を下回ったものの、約100件増加した。両指標の平均値は、約93%の達成率となり「B評価」となるが、多くの方に利用されている施設であり、スポーツ・レクリエーションの振興や、心身の健全な育成に寄与していると評価できる。
事業・業務の履行状況	A	各種のスポーツ教室や事業などを実施し、スポーツをする場や、レクリエーション活動の場を提供することで、利用者を獲得するとともに、心身の健全な育成に寄与している。また、施設の運営管理についても、良好に履行されていると評価できる。
利用者満足度の向上度	A	利用者満足度調査について、調査方法を見直し、より利用実態に合致した調査方法としたほか、利用者満足度調査の結果についても、総合的な満足度について「満足・やや満足」とした回答が約92%となっており、概ね良好である。
財務状況の適正性	S	収入が支出を上回っており、本社等からの繰り入れは無く、団体本体の経営状況についても特段の課題はない。  この項目はグループ全体の収支状況を評価する。

##### 【施設の設置目的の達成度】の評価基準

モニタリングシート(3 成果指標の達成度)における「達成度」の内容について、次の基準により評価する。

- S: 当該年度の達成度が110%以上
- A: 当該年度の達成度が100%以上110%未満
- B: 当該年度の達成度が90%以上100%未満
- C: 当該年度の達成度が80%以上90%未満
- D: 当該年度の達成度が80%未満

##### 【事業・業務の履行状況】の評価基準

モニタリング基礎シート(様式1)における「評価」の内容について、次の基準により評価する。

- S: 全ての評価項目に「A」または「B」がつき、「C」の数が評価項目の総数の3分の2以上である。
- A: 全ての評価項目に「A」または「B」がつき、「C」の数が評価項目の総数の3分の2未満である。
- B: 全ての評価項目が「C」である。
- C: 「D」と「E」のどちらもつかない項目が1つある。
- D: 「D」と「E」のどちらもつかない項目が2以上ある。

##### 【利用者満足度の向上度】の評価基準

モニタリング基礎シート(様式2)における「達成度」の内容について、次の基準により評価する。

- S: 当該年度の達成度が110%以上
- A: 当該年度の達成度が100%以上110%未満
- B: 当該年度の達成度が90%以上100%未満
- C: 当該年度の達成度が80%以上90%未満
- D: 当該年度の達成度が80%未満

##### 【財務状況の適正性】の評価基準

モニタリング基礎シート(様式3)における「3 指定管理者の団体本体の経営状況」の内容について、次の基準により評価する。

- S: 評価対象年度の決算において、収入が支出を上回っており、かつ選考委員会による意見として本体の経営状況に「特段の課題はない」とされた場合
  - A: 評価対象年度の決算において、本社等からの繰り入れを行っておらず(収支が一致している。予定外の自主事業等へ対応した場合を除く)、選考委員会による意見として本体の経営状況に「特段の課題はない」とされた場合
  - B: 評価対象年度の決算において、本社等からの繰り入れを行っているが(予定外の自主事業等へ対応した場合を除く)、選考委員会による意見として本体の経営状況に「特段の課題はない」とされた場合
  - C: 評価対象年度の決算において、本社等から繰り入れを行っている(予定外の自主事業等へ対応した場合を除く)、または選考委員会による意見として本体の経営状況に「若干の懸念がある」とされた場合
  - D: 評価対象年度の決算において、本社等から繰り入れを行っており(予定外の自主事業等へ対応した場合を除く)、かつ選考委員会による意見として本体の経営状況に「重大な懸念がある」とされた場合
- 「財務状況の適正性」の項目については、グループ全体としての評価とする。(複数の施設をグルーピングしている場合のみ)

客観的評価として以上の基準によりS～Dを判定し、選考委員会の意見を踏まえて調整することも可能とする。

5 施設所管課による総合評価

コメント	<p>全体を通じて良好な管理運営であり、市が定める水準以上の運営を実施している。          成果指標については、専用件数は目標未達成となっているが、成果指標に含まれない各種教室や事業などを数多く実施するなど、利用者の獲得に努めている。          安定的な施設運営が行えていると評価しているが、現状の管理運営に満足することなく、今後も、利用者ニーズの把握に努め、新たな事業の取り組みや利用者側にたった運営を行うことで、より良い施設運営に向け取り組んでいただきたい。</p>
------	---

6 指定管理者選考委員会による評価

評価実施日	令和元年8月20日
コメント	<p>施設の稼働率も高く、管理運営は良好な状態であると評価できる。          利用者が根付いており、多くの利用者がある中で、現在の利用者が離れないようにするだけでなく、これまで運動習慣がない市民や、利用していない市民に対するアプローチを検討し、今後も創意工夫しながら、拠点としての役割を担うべく運営してもらいたい。</p>